課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	1　水域環境クリーンアップ事業	海岸清掃に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県漁業協同組合連合会	対象経費の10分の10以内（上限 1,330千円）	1　事業内容の主要な部分の変更 2　事業費の 30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	2　水産多面的機能発揮対策事業（活動支援事業交付金）	地域協議会が活動組織（あさりの増殖等を目的とした干潟等の保全を行う場合、外国産のアサリの蓄養が行われている共同漁業権漁場内で活動する活動組織は除く。）に対して交付する保全活動支援事業交付金に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県水産多面的機能発揮対策協議会	対象経費の100分の15以内、ただし、端数処理により総事業費に占める県・市の負担割合が30/100を下回る場合は、30/100を上回るまで端数を加えた額以内	事業内容の主要な部分の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	3　漁民の森づくり事業	1　植栽、下刈り、間伐、枝打ち、つる切りの森林整備作業に要する経費 2　森林整備作業に必要な歩道の作設及び補修に要する経費 3　海岸等の清掃に係る経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 熊本県漁業協同組合連合会 【事業主体】 熊本県漁業協同組合連合会 漁業協同組合 漁業者等の組織する団体 （ただし、非営利団体としての規約等があり、総会が開催されていること） なお、海岸等の清掃を行うことができる団体は、水とみどりの森づくり税関連事業（上下流連携森林整備促進事業及び水とみどりの森づくり活動支援事業）により植栽等を実施した団体又は実施しようとしている団体であること	・2,000 千円以下は100分の100 ・3,000 千円以下の2,000 千円を超える分は100分の70 （上限270万円） 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10 分の10 以内 ただし、事業主体に係る補助率は上記補助率と同じとする	1　補助金額の増 2　補助金額の 30％を超える減 3　事業主体の変更 4　補助対象活動の新設又は廃止 5　新たな機械・器具の購入（単価が3万円以上のもの）又は新たな委託	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		4　熊本県漁業協同組合連合会が、上記1から3の経費に対して補助する場合における事務及び指導等に要する経費			補助対象経費1から3の活動にかかる経費の100分の5以内					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	4　浜の活力再生加速化支援事業	1　浜の活力再生加速化支援事業 各地区の「浜の活力再生プラン」に掲げる以下の取組みに要する経費 （1）国庫補助事業に取り組む場合において、その対象とならない漁業コスト削減や、水産物の価格向上など経営体質の強化を図る取組みに要する経費 （2）広域浜プランの策定とその取組みの実施に係る経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	（1）地域水産業再生委員会、広域水産業再生委員会 （2）広域水産業再生委員会	（1）対象経費の2分の1以内 （2）対象経費の2分の1以内（上限500千円）	1　事業内容の主要な部分の変更 2　補助金額の増又は30%を超える減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　浜の活力再生交付金事業 浜の活力再生プランを推進するために必要な水産業共同利用施設の整備に要する経費		市町村 漁業協同組合 熊本県漁業協同組合連合会 水産業の発展を目的とする団体又は法人	対象経費の2分の1以内	1　事業内容の主要な部分の変更 2　補助金額の増又は30%を超える減		否	【中間報告】 9月30日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 【実績報告】 事業完了時	【中間報告】 10月15日 【実績報告】 事業完了の日から起算して20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	4　浜の活力再生加速化支援事業	3　水産業共同利用施設整備交付金事業 共同利用施設の整備・改修等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村 漁業協同組合 熊本県漁業協同組合連合会	事業費の 3 分の 1 以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者： 10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る 補助対象経費の 3 分の 1 以内を限度とする	1　事業内容の主要な部分の変更 2　補助金額の増又は 30%を超える減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	5　未来の漁村を支える人づくり事業	新規漁業就業者の確保定着に向け、地域の仕組みづくりを支援するとともに、漁業就業者の定着に向けた取組に要する経費 (1)　新規就業者育成支援 新規漁業就業者の受入体制整備や漁業体験等の受入れのための実践活動に要する経費 (2)　マッチング支援 国等の研修事業の開始前に、新規就業希望者と漁業種類、指導漁業者、漁村生活とのマッチングを支援する取組に要する経費に対して、市町が補助する場合における当該補助に要する経費 (3)　着業後のフォローアップ研修支援 営漁計画認定者に対して漁業技術の習熟、複数漁業による経営安定に向けた実践研修を支援する取組に要する経費に対して、市町が補助する場合における当該補助に要する経費 (4)　漁船導入支援 新規漁業就業者が操業に必要な漁船の導入に要する経費 (5)　漁業経営発展支援 就業後10年以内の漁業者が、経営改善を目的として、新たな漁業への参入や販路拡大等の取組みに要する経費 (6)　漁業就労環境改善支援 就労環境改善を目指す漁業者が、作業負担軽減のためのアシストスーツの導入に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	(1) ①市町単位で地域ごとに設立した協議会、市町 ②熊本県漁業就業支援協議会 (2)、(3) 【補助事業者】 市町 【事業主体】 漁業協同組合 (4)、(5)、(6) 漁業協同組合	(1) ①補助対象経費の1/2以内 ②定額 （上限：500千円） (2)、(3) 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする (4)補助対象経費の1/2相当額の1/2以内（上限：漁船1,000千円） (5) 定額 （上限：250千円） (6)定額	1　事業内容の主要な部分の変更 2　補助金額の増又は30%を超える減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	6　有明海・八代海再生事業	八代海におけるクルマエビ等のエビ類の共同放流事業に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県栽培漁業地域展開協議会	対象経費の2分の1以内	1　事業内容の主要な部分の変更 2　事業費の 30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	7　さかなを守り育む豊かな海づくり事業	1　共同放流事業 （1）栽培漁業地域展開協議会の活動に要する経費 （2）資源造成型栽培漁業の実践に要する経費 （種苗の購入・中間育成・放流・調査等に要する経費）	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県栽培漁業地域展開協議会	対象経費の2分の1以内	1　事業内容の主要な部分の変更 2　事業種目のそれぞれの間の 30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　活力ある漁船漁業推進事業 資源管理計画を策定した漁業者等が行う豊かな海づくりの活動に要する経費		漁業協同組合、漁業者グループ、市町村	対象経費の2分の1以内（上限 425千円／計画）	事業内容の主要な部分の変更	無	要		

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	8　赤潮対策事業費	1　赤潮早期対策事業 漁業者が赤潮初期発生海域で実施する防除作業に要する経費 2　へい死魚再生利用緊急推進事業 赤潮でへい死した養殖魚を再生利用するために必要な保管運搬用資材の整備、へい死魚の運搬及びへい死魚処理に要する経費 ただし、養殖業者や市町職員等の人件費を除く	1　4月1日から事業完了の日又は3月31日まで 2　交付決定の日又は赤潮被害が確認された日（6月23日）から事業完了の日又は3月31日まで	1 【補助事業者】 熊本県海水養殖漁業協同組合 漁業協同組合 2 【補助事業者】 市町、熊本県海水養殖漁業協同組合 【事業主体】 市町、熊本県海水養殖漁業協同組合	1　定額 2　対象経費の3分の1以内	① 事業内容の主要な部分の変更 ② 事業費の30%を超える増減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	9　水産業物価高騰緊急対策事業	1　水産業物価高騰緊急対策事業 物価高騰対策に資する共同利用施設の整備・改修等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 沿海市町 漁業協同組合 （ただし、浜プラン等を策定、または策定に取り組んでいる組合） 【事業主体】 沿海市町 漁業協同組合（内水面漁業協同組合を除く）（ただし、浜プラン等を策定、または策定に取り組んでいる組合）	事業費の3分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の1以内を限度とする	1　事業内容の主要な部分の変更 2　補助金額の増又は30%を超える減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　未来の担い手サポート事業 物価高騰対策に資する漁具等の導入・改修等に要する経費		【補助事業者】 漁業協同組合 【事業主体】 漁業者	2分の1以内 （上限250千円/漁業者）					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	10　赤潮被害緊急総合対策事業	1　モニタリング体制構築及び発生抑制対策等実証事業 海況観測ブイ及び携行可能な観測機器等による赤潮モニタリング体制構築の実証、各種底質改良剤、赤潮駆除剤の比較試験及び貝類複合養殖等による赤潮発生抑制対策の実証等の赤潮被害軽減対策の実証に要する経費 但し、２赤潮被害軽減対策事業を除く	4月1日から事業完了の日又は3月31日	【補助事業者】 市町、漁業協同組合 【事業主体】 市町、漁業協同組合、養殖業者	定額	1　事業内容の主要な部分の変更 2　事業費の30%を超える増減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	［実績報告］ 事業完了時	［実績報告］ 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　赤潮被害軽減対策事業 生簀の大型化及び足し網・底枠の導入等の赤潮被害軽減対策に要する経費		【補助事業者】 漁業協同組合 【事業主体】 漁業協同組合、養殖業者	補助対象経費の2分の1以内 （※ただし、大型生け簀の導入分についてのみ5分の3以内）					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	11 くまもとの水産物輸出安定化緊急支援事業	県産水産物の輸出安定化に向けたPR資材等の作成や、商談会等の営業活動に係る経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県水産物輸出促進協議会	補助対象経費の2分の1以内	1　事業内容の主要な部分の変更 2　補助金額の増又は30%を超える減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	12　水産多面的機能発揮対策事業（活動支援事業交付金）(令和７年度補正予算)	海洋環境の変化によって著しく低下した漁場機能を速やかに復旧・回復させるため、地域協議会が活動組織（あさりの増殖等を目的とした干潟等の保全を行う場合、外国産のアサリの蓄養が行われている共同漁業権漁場内で活動する活動組織は除く。）に対して交付する保全活動支援事業交付金に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は３月31日まで	熊本県水産多面的機能発揮対策協議会	対象経費の100分の15以内	事業内容の主要な部分の変更	無	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から起算して１か月を経過した日又は３月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	13　漁業生産性向上対策支援事業 （令和７年度補正予算）	漁業者が実施する食害生物の駆除に係る経費の一部や追い払いに必要な機材等の購入に要する経費 １　チヌ等の食害生物の駆除 （１）チヌ等の駆除に使用する刺網等の購入費の補助 ２　カモの駆除や追払い （１）カモの駆除に係る傭船料の補助 （２）カモを追払うための夜間照射レーザー等の購入費の補助	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は３月31日まで	【補助事業者】 熊本県漁業協同組合連合会 【事業主体】 漁業協同組合	２分の１以内	１　事業内容の主要な部分の変更 ２　補助金額の増又は30%を超える減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して１か月を経過した日又は３月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	14　養殖業総合推進事業	1　ノリ養殖及び適正養殖業者認証制度等に係る経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】・【事業主体】 熊本県漁業協同組合連合会	対象経費の100分の50以内 （上限45万円）	1　事業内容の主要な部分の変更 2　事業種目のそれぞれの30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　マガキ試験養殖に要する経費 3　海藻類品種改良・食害対策試験に要する経費		【補助事業者】 漁業協同組合、市町 【事業主体】 市町、養殖業者、 漁業協同組合及び支所	対象経費の10分の10以内 （上限30万円） ただし、令和6年度(2024年度)以降に、カキ類・海藻類補助支援事業（新たな稼げる養殖業推進事業・新たな稼げる養殖業事業化推進事業）を活用した事業主体が実施する場合は以下の補助率とする。 ・20万円以下は100分100 ・20万円以上30万円以下は100分の50					
		4　販売促進活動等県生産者協議会に要する経費		【補助事業者】・【事業主体】 熊本県産カキ類生産者協議会	対象経費の10分の10以内 （上限1,596千円）					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	15　元気な浜づくり普及推進事業	水産物流通促進事業 　漁業者や漁協が行う、流通・加工業者等の民間企業と連携した６次産業化へ向けた取組みや、県産水産物の認知度向上に向け、関係団体が行う魚食普及活動等に要する経費 （１）６次産業化 ６次産業化等に向けた取組に要する経費 （２）魚食普及活動 魚食普及活動推進のため、さかな料理教室等の実施に要する経費 （３）販売力強化 くまもと四季のさかな等を軸とした販売力強化の取組に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は３月31日まで	（１） 漁業協同組合 （内水面漁業協同組合を除く） （２） 熊本県魚食普及推進協議会 （３） 熊本県鮮魚販売組合連合会	（１） 対象経費の内、100万以内については２分の１以内、100万を超える部分については３分の１以内 （２）、（３） 対象経費の２分の１以内	１　事業内容の主要な部分の変更 ２　補助金額の増又は30％を超える減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して１か月を経過した日又は３月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	16　漁業生産資材価格高騰緊急対策事業	1　漁業資材コスト緊急低減事業 「浜の活力再生プラン」または「浜の活力再生広域プラン」（以下「浜プラン等」という。）に基づく漁業所得向上等に寄与する資材の価格高騰に伴い増加した経費	令和８年４月１日から令和８年12月31日まで	漁業協同組合、熊本県漁業協同組合連合会（ただし、浜プラン等を策定、または策定に取り組んでいる組合）	３分の１以内	１　事業内容の主要な部分の変更 ２　補助金額の増又は30％を超える減	有 （第９条第２項第３号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して１か月を経過した日又は３月31日のいずれか早い日
		2　漁業経営安定対策緊急支援事業 漁業協同組合等が所有する共同利用施設における電気料金の高騰に伴い増加した経費	令和８年６月１日から令和８年９月30日まで	漁業協同組合、熊本県漁業協同組合連合会（ただし、浜プラン等を策定、または策定に取り組んでいる組合）	２分の１以内		有 （第９条第２項第２号該当）		無 （第19条第２号該当）	―

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	17　赤潮被害緊急対策事業	1　代替魚購入支援事業 （1）　赤潮被害を受けた養殖業者が、へい死した養殖魚介類（養殖共済対象魚介類に限る。）に代わる代替魚等を購入する場合において、市町が漁業協同組合を経由して、各養殖業者に対して、代替魚等の購入及び運搬に要する経費への補助を行う場合における当該補助に要する経費 （2）　漁業協同組合が行う事業実施に要する事務費	赤潮の被害が確認された日（6 月 23 日）から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 養殖業者 漁業協同組合	2 分の 1 以内	1　事業内容の主要な部分の変更 2　補助金額の 30%を超える増減	有 （第 9 条第 2 項第 3 号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日
		2　漁場環境保全活動支援事業 漁業協同組合又は養殖業者が赤潮発生を抑制するために行う、底質環境改善に資する海底耕耘等の実施に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	【補助事業者】 熊本県海水養殖漁業協同組合 【事業主体】 養殖業者 漁業協同組合	定額（上限 3,000 千円）		無			
		3　生簀深層化対策支援事業 養殖業者が赤潮被害発生を抑制するために行う、飼育環境改善に資する生簀深層化の実施に要する経費	赤潮の被害が確認された日（6 月 23 日）から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	【補助事業者】 熊本県海水養殖漁業協同組合 【事業主体】 養殖業者	2 分の 1 以内		有 （第 9 条第 2 項第 3 号該当）			

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	18　水産業共同利用施設災害復旧事業	1　災害復旧事業 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年5月10日法律第169号）第３条の規定に基づく共同利用施設に係る災害復旧事業に要する経費	令和８年７月28日から事業完了の日又は令和９年３月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 漁業協同組合	1　告示地域 採択限度額13万円以上 ・40万円以下 対象経費の10分の４以内 ・40万円超 対象経費の10分の９以内 2　その他地域 採択限度額40万円以上 ・40万円以下 対象経費の10分の３以内 ・40万円超 対象経費の10分の５以内	1　補助事業等に要する経費の配分の変更 2　補助事業の計画内容の変更 3　施行箇所ごとの工事費の30%に相当する額を超える増減 4　施行箇所ごとに雑費への流用による工事費の減額	有 （第９条第２項第３号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　浜の活力再生・成長促進交付金 令和８年熊本地震で被災した水産業共同利用施設のうち、浜の活力再生プランを推進するために必要な水産業共同利用施設の復旧に要する経費		【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村 漁業協同組合	1　事業主体が市町村の場合 対象経費の10分の６以内 2　事業主体が漁業協同組合の場合 対象経費の４分の３以内	1　事業内容の主要な部分の変更 2　補助金額の増又は30%を超える減		否		
		3　漁業用機器設備復旧支援事業 (1) 点検計画の策定 令和８年熊本地震で被災したノリ乾燥機について、計画的・効率的に点検・整備するための計画の策定に要する経費 (2) ノリ乾燥機の点検・整備 1で策定した計画に基づき実施されるノリ乾燥機の点検・整備に係る掛増し経費		熊本ノリ養殖経営再開準備緊急支援対策協議会	対象経費の10分の７以内	補助金額の増又は30%を超える減				